

告 示

埼玉県告示第五百六十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成三十年五月二十二日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県次期給与管理システム構築業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成32年9月30日（水）まで

(4) 履行場所

埼玉県企画財政部情報システム課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により、また「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。なお、格付は開札時に取得している格付によること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) J I S Q 9 0 0 1 (I S O 9 0 0 1) 及び J I S Q 2 7 0 0 1 (I S O 2 7 0 0 1) の認証を取得している者であること。

(6) 過去に都道府県から、給与システムの構築業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者であること。

(7) 平成29年度に「埼玉県次期給与管理システム構築基本計画策定業務」を受託していない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム課システム開発・集中化担当 佐藤 電話048-830-2284(直通)
電子メールa2290-25@pref.saitama.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

(3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において、4(3)の入札参加資格の確認申請を行った者に対して、入札説明書の機密保持誓約書と引換えに交付する。ただし、当該機密保持誓約書は、平成30年6月11日(月)午後5時までに上記(1)の交付場所に持参の上提出すること。

(4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年7月2日(月)午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年7月2日(月)午前10時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年7月2日(月)午前10時まで

(5) 開札の場所及び日時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成30年6月11日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行い、入札説明書の技術評価項目書の項目をすべて満たした提案をした者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法により落札者の決定をする。

なお、技術評価項目書の項目等は別記「落札者決定基準」のとおりである。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成30年6月5日(火)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Contract for the Creation of a New Version of the Salary Management System

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:30 a.m., July 2, 2018

By registered mail or in person: 10:00 a.m., July 2, 2018

(3) Contact Information:

Information Systems Division, Department of Planning and Finance,
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2284

別記

落札者決定基準

No.	技術評価項目	提案書記載事項	配点	
1. 提案書				
1.1. 提案者について 配点 : 15 (4.2%)				
1	1.2. 類似案件の導入実績	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者の過去の類似案件について、都道府県名、実施時期・期間、対象システム、規模等を具体的に記載すること。 ・上記実績を有することにより、本県にもたらす効果について具体的に記載すること。 ・都道府県における制度改正対応に伴う保守作業について、過去の対応状況を記載すること。 ①保守作業の工程（どのような工程で保守作業を進めたか） ②システム対応が困難であるため、システム未対応した事業（未対応とした理由も含めて） ③システム改修に対する保守作業の基本的な考え方 	15	
2. 提案の概要 配点 : 20 (5.6%)				
2	2.2. プロジェクトを成功に導くための方針	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者が考えるプロジェクトの成功要因および成功に導くためのプロジェクト取り組み方針を記載すること。 ・プロジェクト全体に渡り、本県の作業負担を必要最低限にするための対応策について記載すること。また、その対応策の効果について具体的に記載すること。 ・プロジェクトを遂行するにあたり発生すると思われる課題とその対応策について、具体的に記載すること。なお、対応策は本県の作業負担を必要最低限にするための配慮と工夫を盛り込むこと。 	20	
3. 提案システムの内容 配点 : 250 (69.4%)				
3	3.1. 機能要件の実現方法	3.1.1. 機能要件の実現方法	<ul style="list-style-type: none"> ・機能要件の実現方法に対する提案者の基本的な考え方を記載すること。 ・調達仕様書（別紙も含む）で示した機能要件について、漏れなく実装することを明確に記載すること。 ・機能要件を実現するにあたり発生すると思われる課題とその対応策について、具体的に記載すること。なお、対応策は本県の作業負担や、要件の実現レベルを低下させないための配慮と工夫を盛り込むこと。 	15
4	3.2. システム要件（機能要件）	3.2.1. 機能要件(給与計算および支給業務)	<ul style="list-style-type: none"> ・画面要件について、画面構成や機能の実現イメージについて、具体的に提示すること。 ・調達仕様書（別紙も含む）に示された要件を実現する方法（仕様を満たしている根拠）を具体的に説明すること。 ・要件を実現するにあたって、機能制約や懸念事項がある場合は、解決方法を説明すること。 	30
5	3.2. システム要件（機能要件）	3.2.2. 機能要件(住民税関連業務)	<ul style="list-style-type: none"> ・「要確認データ画面(機能要件対応表 機能No.93)」について、画面構成や機能の実現イメージについて、具体的に提示すること。 ・調達仕様書（別紙も含む）に示された要件を実現する方法（仕様を満たしている根拠）を具体的に説明すること。 ・機能の実現が県にもたらす効果について、具体的に記載すること。 ・要件を実現するにあたって、機能制約や懸念事項がある場合は、解決方法を説明すること。 	30
6	3.2. システム要件（機能要件）	3.2.2. 機能要件(住民税関連業務)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税管理機能のうち、以下機能について、画面構成や機能の実現イメージについて、具体的に提示すること。 ①機能要件対応表 機能No.64 住民税課税額取込 ②機能要件対応表 機能No.66 住民税市区町村別画面（集約） ③機能要件対応表 機能No.67 住民税市区町村別画面（詳細） ・調達仕様書（別紙も含む）に示された要件を実現する方法（仕様を満たしている根拠）を具体的に説明すること。 ・機能の実現が県にもたらす効果について、具体的に記載すること。 ・要件を実現するにあたって、機能制約や懸念事項がある場合は、解決方法を説明すること。 	30
7	3.2. システム要件（機能要件）	3.2.2. 機能要件(住民税関連業務)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税管理機能のうち、以下機能について、画面構成や機能の実現イメージについて、具体的に提示すること。 ①機能要件対応表 機能No.69 派遣先団体との授受情報管理画面 ②機能要件対応表 機能No.70 異動履歴リスト画面 ・調達仕様書（別紙も含む）に示された要件を実現する方法（仕様を満たしている根拠）を具体的に説明すること。 ・機能の実現が県にもたらす効果について、具体的に記載すること。 ・要件を実現するにあたって、機能制約や懸念事項がある場合は、解決方法を説明すること。 	20
8	3.2. システム要件（機能要件）	3.2.3. 機能要件(データの利活用(EUC))	<ul style="list-style-type: none"> ・EUC機能(機能要件対応表 機能No.21)について、以下の実現方法を具体的に説明すること。 ①EUCで抽出可能なデータの範囲 ②抽出条件の設定方法 ③出力項目の設定方法 ④EUC機能で可能な集計(集計、ソートなどの範囲) ・EUC機能の実現が県にもたらす効果について、具体的に記載すること。 ・要件を実現するにあたって、機能制約や懸念事項がある場合は、解決方法を説明すること。 	20
9	3.3. システム要件（非機能要件）	3.3.1. 性能要件	<ul style="list-style-type: none"> ・性能要件について、調達仕様書（別紙も含む）に示された要件の実現方法（仕様を満たしている根拠）について具体的に記載すること。 ・要件を実現するにあたって、制約や懸念事項がある場合は、対応方法を説明すること。 	15
10	3.3. システム要件（非機能要件）	3.3.2. 拡張性要件	<ul style="list-style-type: none"> ・拡張性要件について、調達仕様書（別紙も含む）に示された要件の実現方法（仕様を満たしている根拠）について具体的に記載すること。 ・特に法改正、制度改定への対応方針について、システム設計の工夫や保守作業の効率性などの観点から具体的に説明すること。 ・上記提案が県にもたらす効果について、具体的に記載すること。 ・要件を実現するにあたって、機能制約や懸念事項がある場合は、解決方法を説明すること。 	20

No.	技術評価項目		提案書記載事項	配点
11	3.3.3.情報セキュリティ要件		<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ要件について、調達仕様書（別紙も含む）に示された要件の実現方法（仕様を満たしている根拠）について具体的に記載すること。 ・要件を実現するにあたって、制約や懸念事項がある場合は、対応方法を説明すること。 	15
12	3.4.移動環境要件の実現方法		<ul style="list-style-type: none"> ・移動環境要件（クライアントPC以外）、設計・開発環境要件について、調達仕様書（別紙も含む）に示された要件の実現方法（仕様を満たしている根拠）について具体的に記載すること。 ・ハード（仮想サーバ）、ネットワーク、プリンタ、PCを含めた全体構成図を記載すること。 ・統合基盤上の仮想サーバ構成および必要なスペック（資料「別紙9_埼玉県情報システム統合基盤」の④を参照）の想定を記載すること。 ・必要となるソフトウェアについて、製品名、バージョン、目的を記載すること。 ・上記提案が県にもたらす効果について、具体的に記載すること。 ・要件を実現するにあたって、機能制約や懸念事項がある場合は、解決方法を説明すること。 	15
13	3.4.1.システム構成		<ul style="list-style-type: none"> ・移動環境要件のクライアントPCにかかる要件について、調達仕様書（別紙も含む）に示された要件の実現方法（仕様を満たしている根拠）について具体的に記載すること。 ・インストールが必要なソフトウェアについて、製品名、バージョン、目的を記載すること。また、ソフトウェア配付方法について具体的に説明すること。 ・上記提案が県にもたらす効果について、具体的に記載すること。 ・要件を実現するにあたって、機能制約や懸念事項がある場合は、解決方法を説明すること。 	10
14	3.4.2.クライアントPC		<ul style="list-style-type: none"> ・調達仕様書（別紙も含む）に示された要件に加えて、次期給与管理システムに関する便りた提案があれば記述すること。 ※追加提案は、本調達の対象範囲内の業務として契約締結時の仕様に加え、必ず履行すること。 	30
4.業務推進方法 配点：45 (12.5%)				
15	4.1.開発スケジュール		<ul style="list-style-type: none"> ・システム開発の各工程定義およびスケジュール、根拠、工夫・考慮点を具体的に説明すること。 ・上記提案が県にもたらす効果について、具体的に記載すること。 ・要件を実現するにあたって、懸念事項がある場合は、解決方法を説明すること。 	10
16	4.2.プロジェクト管理手法		<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト管理要件、会議体要件に関して、調達仕様書に示された要件の実現方法（仕様を満たしている根拠）について具体的に記載すること。 ・プロジェクト管理の観点からマイルストーンの考え方、設置基準を記載すること。また、調達仕様書「図2 想定スケジュール（概要）」を基にマイルストーンのスケジュールを提示すること。 ・プロジェクト管理について先進事例や、運用管理ツールの活用など具体例を交えて有効な手法を提示すること。 ・課題管理について管理手法、課題解決に向けた手順について記載すること。また、課題管理表など課題管理に用いる資料について、サンプルを提示すること。 ・上記提案が県にもたらす効果について、具体的に記載すること。 	15
	4.2.1.プロジェクト管理手法			
	4.2.2.プロジェクト体制		<ul style="list-style-type: none"> ・提案者、本県双方の体制図を示すこと。 ・プロジェクト管理者等の主要な構成員について提示すること。 ・上記メンバーの氏名、役割、責任を明記するとともに、スキル要件を充足していることを示すこと。また、再委託する予定の場合は、再委託先の者についても体制図に記載すること。 ・上記提案が県にもたらす効果について、具体的に記載すること。 ・要件を実現するにあたって、懸念事項がある場合は、解決方法を説明すること。 ・プロジェクト管理者、チーフリーダー又は他の要員のスキル不足に起因して、業務の遅延、質の低下等を招いた場合、その問題解決方法について具体的に記載すること。 ・上記の提案がもたらす効果、有効性について具体的に記載すること。 	10
17	4.2.3.作業場所及び開発環境		<ul style="list-style-type: none"> ・作業場所や開発用コンピュータ機器の設置場所などの基本的な考え方を記載すること。 ・上記提案が県にもたらす効果について、記載すること。 ・国外開発における言葉や文化、セキュリティに対する意識の違い・コミュニケーション能力の不足等に起因する課題とその対応策について、具体的に記載すること。 	10
5. ライフサイクルコスト 配点：30 (8.3%)				
18	5.1システム運用、保守		<ul style="list-style-type: none"> ・平成32年8月から10年（120ヶ月）のシステム運用に必要な経費について過不足なく積算し、記載すること。 ・上記経費のうち運用・保守作業の役務に係る経費については、調達仕様書で示した運用要件及び保守要件を基に積算すること。 	20
19	5.1.1.運用・保守経費の積算			
	5.1.2.運用・保守の考え方		<ul style="list-style-type: none"> ・運用・保守段階の経費に対する提案者の基本的な考え方を記載すること。 ・前項の積算根拠について、調達仕様書に示した要件の実現方法（仕様を満たしている根拠）を踏まえて具体的に記載すること。 ・前項積算を維持するための前提条件、制限等について記載すること。 ・別途契約（大規模な制度改正や法改正対応など）における工数や費用の積算内容の、本県に対する説明手法について記載すること。 	10
			合計	360